



ネパール政府
産業・商業・供給省
産業局
トリプレシュワール、カトマンズ



詳細情報はこちら

ネパール政府
産業・商業・供給省
産業局
ワンストップサービスセンター
トリプレシュワール、カトマンズ
ファックス：01-5361112
Eメール： fdi@doind.gov.np
ウェブサイト： <http://www.doind.gov.np>

ワンストップサ
ービスセンター



なぜネパールに投資するのか？

世界で最も急速に成長している経済大国であるインドと中国の間に戦略的に位置するネパールは、商品とサービスの両面で投資、生産、貿易に大きな機械を提供しています。多様な地理、豊富な天然資源、豊かな天然資源、豊かな文化遺産、そして継続的なインフラ整備により、投資先としての魅力が高まっています。製造業、農業、エネルギー、観光、その他のサービス産業など、幅広い分野で機会が存在します。ネパールの主な比較優位性には、豊富な天然資源、成長する国内市場、近隣諸国への優先的なアクセス、そして若く有能な労働力が含まれます。

ネパールは、経済発展を支える上で重要な役割を認識し、外国直接投資（FDI）を積極的に推進しています。FDIは、資本形成と生産量の増加に貢献するだけでなく、技術、スキル、イノベーション、経営経験の移転も促進します。ネパール政府は、自

由で投資家に友好的な政策枠組みを採用し、FDI 流入をさらに促進するために、法的および規制環境を継続的に改善しています。さらに、外国人投資家に内国民待遇を提供し、利益の本国送金を可能にすることで、投資家の信頼を強化し、良好なビジネス環境をつくっています。

このような背景から、本書は、ネパール投資環境を探求し、関与しようとする投資家、政策立案者、関係者にとって包括的なガイドとなることを意図しています。本書は、ネパールでの事業展開に関する政策枠組み、規制手続き、および実務上の考慮事項についての洞察を提供することを目的としています。情報のギャップを埋め、機会と環境の両方を強調することで、本書は投資流入の増加を促進し、ネパールの持続可能な経済成長に貢献することを目指しています。

ネパールにおける 外国直接投資 (2019年外国 投資・技術移転 法に基づく)

ネパールでは、以下のカテゴリーの外国直接投資が認められています。

- 外国通貨による株式投資
- ネパール国内企業の株式または資産の取得による投資
- 産業の設立および拡張を通じた投資
- 機械設備のリースによる投資
- 技術移転を通じた投資
- ベンチャーキャピタルファンドを通じた投資
- 専門投資ファンドを通じた投資
- 流通証券市場を通じた投資
- 外国投資から受け取った配当金の再投資
- ネパール国内の産業または企業が外国資本市場で証券を発行するための銀行チャネルを通じた投資

最低投資基準額

ネパールでは、外国直接投資（FDI）を行う産業に対して最低投資額が定められています。2022年10月、政府は外国投資の最低投資基準額を2,000万ネパールルピー（NPR）に引き下げました。ただし、自動承認ルートによるICT分野の9つのサブセクターへの投資については、最低投資額の要件はありません。

政策および法的環境



ネパールは投資促進のため、新しい法律や規制を制定するとともに、既存の法律も改正・更新しています。投資に関する主な法律は以下のとおりです。

- 外国投資および技術移転法（2019年）
- 産業企業法（2020年）
- 会社法（2006年）
- 官民パートナーシップおよび投資法（2019年）
- 所得税法（2002年）
- 外国投資および技術移転規則（2021年）
- 産業企業規則（2022年）
- 環境保護法（2019年）
- 環境保護規則（2020年）

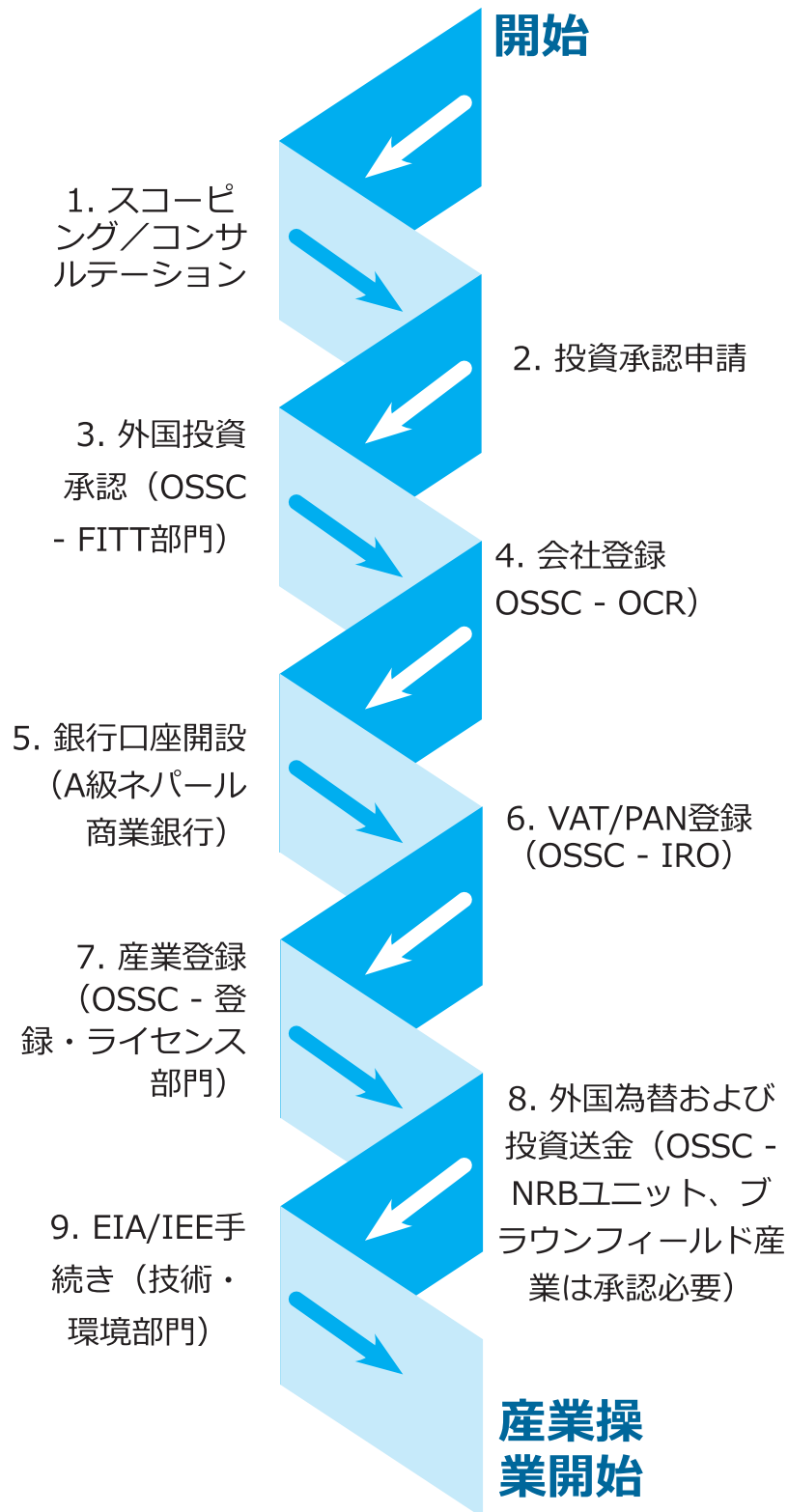


FDI承認に関する手続き

手続き	担当機関	関連法令・規則
外国投資承認	産業局（外国投資・技術移転部門）	外国投資および技術移転法（FITTA 2019）および改正法
会社登録	会社登記局	会社法（2006年）および改正法
銀行口座開設	A級ネパール商業銀行	銀行・金融機関法（2017年）
VAT/PAN登録	ワンストップサービスセンター（OSSC）／内国歳入事務所	VAT法（1996年）、所得税法（2002年）および改正法
産業登録	産業局（許認可・登録部門）	産業企業法（2020年）および関連規則
外国投資事前通知	ネパール・ラストラ銀行（NRB）	ネパール・ラストラ銀行法（2002年）および改正法
投資資金の外国為替および送金	ネパール・ラストラ銀行（NRB）	ネパール・ラストラ銀行法（2002年）および改正法

注：これらのサービスは現在、産業局（DOI）のOSSCですべて利用可能です。

OSSCで提供されるFDIサービス



自動承認ルート

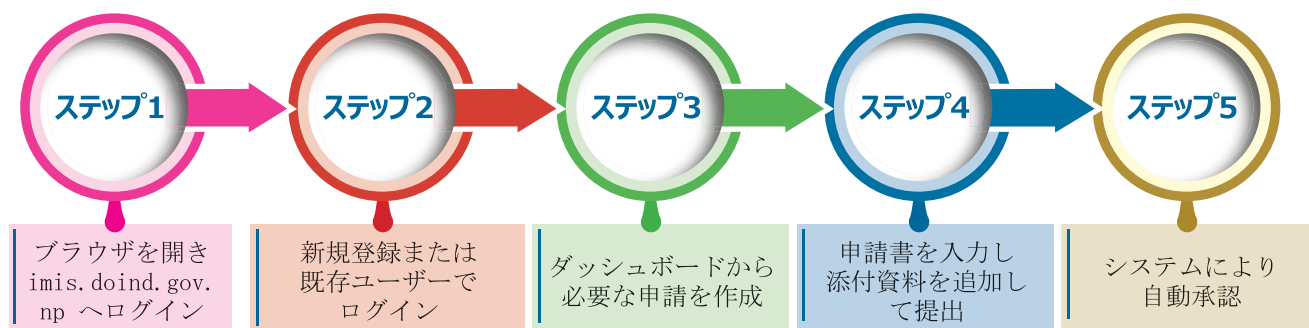
IMIS（産業管理情報システム）を通じたFDI承認の自動承認ルートは、外国投資家が国内規制

を遵守しながら、投資手続きを簡素化し迅速化できる仕組みです。



ネパール官報の通知に基づき、エネルギー、農林業、ICT、インフラ、製造業、サービス業、観光業の7分野で投資が認められています。

自動承認ルートの手順



貿易・投資関連法の主な規定

外国投資およ び技術移転法 (FITTA) 2019

- すべての外国投資家に対して内国民待遇および非差別待遇を保証。
- FITTAのネガティブリストを除き、100%外国投資が可能。
- すべての産業分野で技術移転を認める。
- 利益の本国送金を保証。
- 投資家向けのビジネスビザ・居住ビザを提供。
- ワンストップサービスセンターを提供。
- 外貨建て銀行口座の開設を認める。
- 当事者間の合意による紛争解決を認める。
- 複数分野で自動承認ルートを提供。
- 外国投資承認のオンライン申請を可能にする。

官民パートナ シップおよび投資法 2019 (PPPIA)

- 大規模インフラ事業を促進するため、高位機関であるネパール投資委員会（IBN）の設立を規定。
- PPPユニットおよび投資ユニットを独立して設置。
- 建設、運営、拡張のための事業採算性ギャップ資金（Viability Gap Funding）を規定。
- 調査ライセンスの発行、MOUおよび契約締結、投資承認などを行う権限を持つワンストップサービスセンターを規定。

会社法 2006 (2019年改正)

- オンライン会社登記を法的に認める。
- 商標保護のための強固な法的仕組みを提供。
- 株式会社が有限会社の株式を100%保有でき、またその逆も会社形態変更なしで可能。
- 外国企業の駐在員事務所から支店への移行を簡素化。
- 敵対的買収から守るため自己株式取得を認める。
- プレミアム価格での株式発行を柔軟に認める。

産業企業法 (IEA) 2020

- 固定資産投資額および事業内容に基づく産業分類。
- 違法ストライキ抑制のための『ノーワーク・ノーペイ』規定。
- ワンストップサービスセンターを規定。
- 新商品の市場開拓のため、海外親会社からの商品輸入を認める。
- 外国人の上級管理職への雇用を認める。
- 産業環境基準を規定。
- 商品・サービス供給のための委託製造を認める。
- 各種税制優遇措置を認める。

ワンストップサービスセンター（OSSC）

産業局（DOI）のワンストップサービスセンター（OSSC）は、産業企業法2020および外国投資・技術移転法2019に基づき、投資促進を目的として設置された制度です。OSSCの目的は、投資家に対して投資および産業関連サービスを一元的に提供することです。外国投資家に必要な各種サービスは、登録から事業終了手続きまでOSSCを通じて提供されます。また、行政サービス、施設認可、免除措置、許認可に加え、電力、水、土地その他インフラの確保も支援します。

DOIのOSSCは、FDI承認、外国投資家・代理人・専門家向けビザ推薦、簡易環境調査（BES）および初期環境調査（IEE）の承認、さらに外国為替取引に関する推薦業務を提供します。

外国投資手続き

FDI（外国直接投資）の承認機関はネパール投資委員会（IBN）および産業局（DOI）の2機関です。投資承認後、投資家は事業開始前に以下の手続きを完了する必要があります。

- a. 産業局（DOI）またはネパール投資委員会（IBN）から投資承認を取得する。
- b. FDI承認後、会社登記局で会社登録を行う。
- c. 内国歳入局で税務登録を行う。
- d. 会社の銀行口座を開設する。
- e. 産業局（DOI）で産業登録を行う。
- f. 外国通貨の持込みのため、ネパール・ラストラ銀行（中央銀行）の事前通知および承認を取得する。
- g. ビザ、商標、環境許可、土地取得等の必要な許認可を取得する。

産業分野における FDI承認に必要な書類

- DOIポータル（imis.doind.gov.np）を通じたオンライン申請書
- 投資家が署名・押印した事業提案書
- 共同事業契約書（複数投資家の場合）
- 外国投資家のパスポート認証写し、または法人の場合は会社設立証明書・定款
- 現地パートナーの市民権証明書または法人設立証明書・定款
- 外国投資家の履歴書または会社概要
- 本国銀行発行の財務信用証明書
- 委任状（必要な場合）
- 投資決定に関する取締役会決議書の認証写し
- 外国企業の株主または取締役のパスポート認証写し

株式取得による既存産業へのFDI承認

- DOIポータル（imis.doind.gov.np）を通じたオンライン申請
- 投資家が署名した株式譲渡契約書
- 取締役会議事録、会社設立証明書および会社概要の認証写し
- 外国投資家が個人の場合はパスポートおよび履歴情報の認証写し
- 本国銀行発行の財務信用証明書の認証写し
- 会社登記局記録の最新株主名簿および監査報告書
- 納税証明書／証明書更新書類
- 会社を代表して署名するための委任状
- 産業登録証明書／会社登録証明書
- 外国法人の取締役または株主のパスポートの公証済み写し

技術移転によるFDI

技術移転による外国直接投資（FDI）は、以下の分野で認められています。

- 特許、意匠、商標、営業権、技術ノウハウ、技術知識（フランチャイズ）、方式・工程の利用
- ユーザーライセンスまたは技術情報の提供（ノウハウ共有）
- 経営・技術サービス、情報技術、マーケティング、市場調査、財務、会計・監査、エンジニアリング、アウトソーシング、人材アウトソーシング、デジタルデータ処理および移行、設計サービス等
- リバースエンジニアリング

技術移転契約によるFDI承認に必要な書類

- DOIポータル（imis.doind.gov.np）を通じたオンライン申請
- 投資家が署名した技術移転契約書
- 国内企業の設立証明書および定款の公証写し
- 外国投資家のパスポート、または法人の場合は設立証明書および定款の公証写し
- 投資家署名入りの経歴書または会社概要
- 技術移転に関する取締役会議事録
- 会社からの委任状
- 最新の監査報告書および納税証明書の公証写し

投資・配当・ロイヤルティ等の送金（利益還流）に必要な書類

ネパール法では、投資元本、配当金、ロイヤルティの海外送金が認められています。送金許可は、投資承認機関（IBNおよびDOI）の推薦および税務手続完了後に、ネパール・ラストラ銀行により発行されます。

- a. DOIポータル（imis.doind.gov.np）を通じたオンライン申請、および産業登録証明書・会社登録証明書の写し。
- b. FDI承認書の写し
 - i. 取締役会議事録
 - ii. 承認済み株式売買契約書
 - iii. 配当に関する株主総会（AGM）決議
- c. 承認済み融資契約書の写し、または補償に関する決定書の認証写し
- d. 承認済み技術移転契約またはリース投資契約の写し
- e. 最新の監査報告書、納税証明書、およびブラックリスト未掲載証明書の公証写し
- f. 会社登記局に記録された発起人および株主名簿の写し
- g. ネパール・ラストラ銀行におけるFDI記録証明書
- h. 株式売却代金の受領額を示す書類
 - i. 公認会計士によるロイヤルティ計算書
- j. FDIの元本または利息支払額を示す書類の写し

ビザ

外国投資家、その正式代理人および家族は、FDI承認取得後、投資期間に有効なビジネスビザを取得できます。ビザ延長申請は、現在のビザ有効期限の30日前までにDOIへ提出する必要があります。初回ビザ申請時は本人が直接申請しなければなりません。各種ビザ申請には以下の書類が必要です。

投資家向けビジネスビザ

- DOIポータル (imis.doind.gov.np) によるオンラインビザ申請
- 最新のビザが記載されたパスポートの公証写し
- 産業局 (DOI) 発行のFDI承認書
- 産業登録証明書／会社登録証明書の写し
- 操業中の産業の場合は産業検査報告書
- 外国投資家の代理人としての委任状およびパスポートの公証写し
- 扶養家族との関係を証明する公証書類
- 投資家または代理人の連絡先住所および電話番号

居住ビザ

一度に100万米ドル以上に相当する投資を行う外国投資家は、自身、代理人および家族のために居住ビザを申請できます。居住ビザ推薦に必要な書類は以下のとおりです。

- DOIポータル (imis.doind.gov.np) を通じたオンラインビザ申請
- 最新のビザが記載されたパスポートの公証済み写し
- 一度に100万米ドル以上の投資を証明する書類
- 産業登録証明書の写し
- 事業の物理的・財務的進捗報告書
- 扶養家族との関係を証明する書類

外国人労働者向け非観光ビザ

- DOIポータル (imis.doind.gov.np) を通じたオンラインビザ申請
- 全国日刊紙に掲載された求人広告の写し
- 労働者と企業との契約書の公証済み写し
- 企業の進捗報告書
- 労働者の経歴書（業界経験を示すもの）および学歴証明書
- 最新のビザが記載されたパスポートの公証済み写し
- 外国人労働者が訓練するネパール人労働者の一覧
- 労働許可および就労許可証
- 産業登録証明書の写し
- 会社の最新監査報告書および納税証明書の写し

注：非観光ビザの場合、ビザ有効期限の60日前までに申請を提出する必要があります。

環境関連法令の遵守

ネパール法では、産業の設立、拡張および多角化に際し、DOIによる簡易環境調査（BES）および初期環境調査（IEE）、ならびに環境影響評価（EIA）の承認が必要です。これらの承認は2019年環境保護法に基づいて行われます。

紛争解決

ネパールにおける投資関連紛争の解決には、所定の手続きが定められています。以下の手続きが投資関連紛争の解決に適用されます。

- DOIは、国内投資家と外国投資家の間の投資紛争を解決するため、協議および交渉を促進することができます。
- 調停によって友好的な解決に至らない場合、紛争は合弁契約（Joint Venture Agreement）の規定に従って解決されます。
- 紛争がなお未解決の場合は、ネパール仲裁法の規定に従って解決されます。

適用される料金および手数料

DOIが提供する各種サービスには所定の料金が適用されます。FDI承認のように返金可能な料金もあります。適用料金は、場合によっては特定の法令に基づいて決定されます。

番号	項目	詳細
a.	FDI承認	無料
b.	会社登録	会社法に従う
c.	PAN/VAT登録	無料
d.	銀行口座開設	銀行・金融機関法に従う
e.	産業登録	無料
f.	外国投資に対する資本通貨	無料
g.	ビザ	移民法に基づく料金

注：一部のサービスでは返金可能な保証金が必要となる場合があります。

FDIが認められていない産業・事業（外国投資および技術移転法2019（FITTA）による）

- 農業一次産品、農業技術・機械化に関連する大規模産業を除くその他の産業または事業。例：畜産、水産養殖、養蜂、果物、野菜、油糧種子、豆類、酪農事業、および生産物の少なくとも75%を輸出する農業技術。
- 家内工業および小規模産業。
- 個人向けサービス業（理髪、仕立て、運転代行など）。
- 武器、弾薬、火薬、爆発物、核・生物・化学（NBC）兵器、原子力エネルギー、放射性物質を生産する産業。
- 不動産業（建設業を除く）、小売業、国内宅配便サービス、ローカルケータリングサービス、両替業、送金サービス。
- 旅行代理店、観光ガイド、トレッキング・登山ガイド、ホームステイを含む農村観光。
- マスメディア事業（新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース）および国語による映画制作。
- 経営、会計、工学、法律コンサルティング、語学研修、音楽研修、コンピューター研修。
- 外国投資比率が51%を超えるコンサルティングサービス。
- 外国投資比率が70%を超えるライドシェアリング事業。
- 航空機運航、訓練、整備および旅客サービス施設提供産業において、以下の上限を超える外国投資：
 - (a) 国際航空会社：80%
 - (b) 国内航空サービス：59%
 - (c) 訓練機関：95%
 - (d) 整備機関：95%

FDI上位10か国

番号	国名	プロジェクト総数	外国投資総額
1	中国	3271	289,906,564,000
2	インド	912	115,776,269,800
3	韓国	416	26,411,580,000
4	アメリカ合衆国	565	22,620,415,900
5	イギリス	208	14,469,680,000
6	オーストラリア	96	4,767,262,100
7	シンガポール	72	9,591,840,000
8	バングラデシュ	192	3,301,392,000
9	香港	55	31,385,660,000
10	日本	308	4,466,815,352